

工学部履修規則

第1章 総 則

(総則)

第1条 学則第9条及び第11条に基づき、授業科目の履修方法、単位修得の認定及び教育課程修了の認定等必要な事項を定める。

第2章 授業科目の履修

(履修の原則)

第2条 学生は、別表第1から第2に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(履修しようとする科目の登録)

第3条 学生は、履修しようとする科目について、毎学年始めの指定期間内に、履修科目登録票を教務課に提出しなければならない。

- 2 正当な理由がなく、定められた期間内に前項の手続きを怠った者は、受講することができない。
- 3 既に提出した履修科目登録票は、定められた期間以外に変更することができない。
- 4 授業科目によっては、やむを得ない場合において履修を制限することがある。
- 5 授業科目の一部については、年度によっては開講しないことがある。

(履修制限)

第4条 各学年の履修登録単位数の上限は半期30単位、通年48単位までとする。ただし、卒業要件の単位数に含まない授業科目は除く。

- 2 進級基準については別に定める。
- 3 上学年次の授業科目を履修することはできない。ただし、留年生(2年次)については、上位学年次(3年次)の履修科目のうち、選択科目について10科目(20単位)を上限として履修することができる。

第3章 単 位

(卒業に必要な単位数)

第5条 学則第18条に基づき卒業に必要な単位数は、次表によるものとする。

1. 機械システム工学科

	共通教育科目	専門教育科目	合 計	
必修科目	14単位	56単位	70単位	124単位以上
選択必修科目		9単位	9単位	
選択科目	45単位以上		45単位以上	

2. 交通機械工学科

(1) 先端交通・航空宇宙コース

	共通教育科目	専門教育科目	合 計	
必修科目	1 4 単位	6 6 単位	8 0 単位	1 2 4 単位以上
選択科目	4 4 単位以上		4 4 単位以上	

(2) 自動車コース

	共通教育科目	専門教育科目	合 計	
必修科目	1 4 単位	6 6 単位	8 0 単位	1 2 4 単位以上
選択科目	4 4 単位以上		4 4 単位以上	

3. 建築・設備工学科

	共通教育科目	専門教育科目	合 計	
必修科目	1 4 単位	6 5 単位	7 9 単位	1 2 4 単位以上
選択科目	4 5 単位以上		4 5 単位以上	

4. 情報ネットワーク工学科

	共通教育科目	専門教育科目	合 計	
必修科目	1 4 単位	6 0 単位	7 4 単位	1 2 4 単位以上
選択必修科目		4 単位	4 単位	
選択科目	4 6 単位以上		4 6 単位以上	

5. 教育創造工学科

	共通教育科目	専門教育科目	合 計	
必修科目	1 2 単位	4 4 単位	5 6 単位	1 2 4 単位以上
選択必修科目		1 8 単位	1 8 単位	
選択科目	5 0 単位以上		5 0 単位以上	

(単位修得の認定)

第6条 各授業科目を履修し、かつ試験に合格した者に対し、当該授業科目を担当した教員が所定の単位修得を認定する。

(既得単位の取扱)

第7条 既得単位は、取り消し又は更新することができない。

第4章 学習の評価

(学習評価の判定)

第8条 学習の評価は、試験、平常の学習状況及び論文等により判定する。

(試験)

第9条 試験は、学期末に行う。ただし、授業科目によっては、随時試験を行うことがある。

2 演習・実験・実習・製図及び体育実技等の科目については、前項以外の方法によって試験にかえることができる。

(受験資格)

第10条 次の各号の一に該当する場合は、試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする科目について、履修科目登録表に登録していないとき
 - (2) 試験を受けようとする科目について、出席時間数が3分の2に満たないとき（実験・実習等については、別に定める）
 - (3) 定められた期日までに授業料その他納入金及び科目等履修料を完納しないとき
 - (4) 学生証を所持していないとき
 - (5) 正当な理由がなく、試験開始後30分以上遅刻したとき
- 2 不注意により学生証を不携帯のまま登校したときに限り、仮学生証の交付をうけることができる。ただし、仮学生証の有効期限は、当日限りとする。

(不正行為)

第11条 試験中に不正行為を行った者に対しては、試験期間中の全科目を無効とし、停学を命ずる。

(成績の評価)

第12条 学則第16条に定める試験等の評価は、次の区分とする。

- (イ) 秀 90点～100点
- (ロ) 優 80点～89点
- (ハ) 良 70点～79点
- (ニ) 可 60点～69点
- (ホ) 不可 59点以下

(GPA)

第12条の2 GPAは、授業科目の成績評価に対するグレードポイント（以下「GP」という。）を定め、それに各授業科目の単位数を乗じ、その総和を履修した科目の総単位数で除する成績係数とする。

2 GP及びGPAの算出式等は次のとおりとする。

(1) 成績表示に対するGPは、次のとおりとする。

成績評価	GP
秀	4.0
優	3.0
良	2.0
可	1.0
E(再履修)	0
M(未履修)	0

(2) GPAは次のとおり算出する。

$GPA = [(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たGP})] \text{の総和} \div \text{履修した科目の単位の総和}$

- (3) GPAの計算には、卒業に必要な単位として加算されない科目及び認定科目は含まない。
- (4) 再履修する授業科目のGPAの計算は、再履修して修得した成績（成績評価と単位数）で計算する。再履修前の成績（成績評価と単位数）は、GPAの計算に含めない。
- (5) CAP制について

第4条により、履修登録の単位数上限は半期30単位、年間48単位とし、GAPの対象となるすべての科目がCAP制の対象となり、成績優秀者(直近1年間の成績発表時におけるGPAが3.00以上の者)については、次年度この単位数が4単位引き上げられる。

(修学指導及び退学勧告)

第12条の3 各学年終了時におけるGPAが1.0未満の者に対しては、単位不足のおそれがある者として修学指導を行う。

2 前項の修学指導を行ったにもかかわらず改善が見られない場合には、成業の見込みがない者として退学を勧告することがある。ただし、疾病等による休学等正規の手続きを経た者については、この限りではない。

(追・再試験)

第13条 病気その他やむを得ない理由により試験を受けられなかった者に対して、授業科目担当教員が必要と認めたときは、その年度に限り追試験を行うことができる。追試験を受けようとする者は、その理由を証明する書類を担当教員に提出し許可を受けなければならない。

2 試験に不合格になった者に対して、授業科目担当教員が必要と認めたときは、その年度に限り再試験を行うことができる。

(追・再試験の得点限度)

第14条 追・再試験における得点限度は次のとおりとする。

(イ) 追試験 100点

(ロ) 再試験 70点

(追・再試験料)

第15条 追試験料は、1回につき1,000円とする。再試験料は、1回につき2,000円とする。

(追・再試験申告票)

第16条 追・再試験を受ける者は、試験当日に当該科目担当教員に、追・再試験申告票を提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。この規則施行の際、平成4年度以前の入学者については、第5条の規則にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。この規則施行の際、平成9年度以前に入学した学生に対するこの規則の適用については、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成11年9月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年2月28日から施行する。ただし、環境共生工学科及び学科名称変更については、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年12月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、環境共生工学科については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、環境共生工学科については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、環境共生工学科については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。